# 市民オンブズマンわかやま

発行日 2009年3月16日 発行責任者 畑中 正好 連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内

FAX 073-433-2767 TEL 073-433-2241

これを取り上げます。

http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 裁判をめぐって

阪 か。県議のな状況によ の返 現 在、 を の あ う る の 政 務 の です 調査 よう

求め た 井 上 た。 う1 提訴でし 間 年半が過ぎ 回 昨 たから、 裁

まし

月 も の

8

判

が行わ

畑

え え。

40

分

らの分が提出されていては、殆どの議員

て

殆どの議員 書などにつ

すから。 中

阪谷 井上 そうです。 井上さんも。 れ 大抵出席しています。 原告です。裁判には ました、その間に。 原告でしたね。 私も

谷 人じ 元 方 りゃなかった、 現議員の数は があ 実質の 訴 後に死 ij かった、 相手方 その方 は 41 の

て 38 会 い 人 計 ま が 帳

切提出され

名も会

計 Ы

せ

きています。

か

簿については

3月17日に次の

裁

行われます。

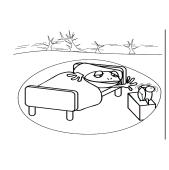
う声が寄せられました。そこで、今回は、 現在の進行状況を詳しく知りたい、 務調査費の返還を求めた裁判につい 昨年8 月に提訴した和歌山 県議 の 政

井 上 た。 畑中 い 畑中 迫 間 も多いから、 的に す 書類のやりとりで進 んでいますが ますか。 この間、 そうです。 実質 は 着々と、 随 分進 の が、 書類 相手方が み 進 など 内容 面 ま h で 迫 提 間 谷 い中 す 員 か 領 収

反論を行っています。対する私達の側から提出があり、それに 是出があり、 はい 出され まし 分出たのです 証拠 相手の主張は そうでし ているので 書類なども 全員分の た か。

間 そ で9

回目で げの 分は 訴 えを 取り下



畑中 4ヶ月毎の3ヶ月分72万 そう、 前払い です。

する上でも重要といえま 議員側からすれば、預か う性格なのです。だから、 り金であることを明確に 支出の原資として預けて る、 支払いではなく、 預かっているとい

迫間 る上でも。 金なのだから私費に紛れ 要がありますね。 ていないことを明確にす それは明確にする 預かり

阪谷 だからこそ、そう言う疑 問題ですよ。 に保管していることも明 簿に記帳し、 が生じないよう会計帳 そう思うでしょ 私費に紛 私費とは別 れてい ٦ れば

政務調査費からの支出 認められない

会計帳簿存在しない場合

井上 支出や残高が記帳されて 務調査費から支出した そうあるべきですよ。 支出の記帳では 支出の処理日毎に

ることです。

井 上

とても重要じゃない

そうですね。

相手か

未だ対 阪谷 で しょう。 そりゃ でも、そう言う帳簿 たり 前

ね の 提出がないのですから

井 上 阪谷 いう点は。 内訳を明確にすると

畑中 収支報告書に記載された いるといえます。 うにすることを要求して ついて記帳し、証拠書類 内訳が明確になるよう、 と照合が容易にできるよ 連性などに関する内容に 支出の相手方、 調査研究活動との関 その意味はですね。 品名、

畑中 そうです。

畑中 迫間 告書とのつながりが明ら の検証も可能となる訳で かに成り、 があって初めて、 ように、ですね。 との照合が容易にできる なるほど、 そのような会計帳簿 支出の裏付け 証拠書 収支報 類

らかにすべきです。

畑中 す よ。 があってはならない、で ですか、

阪谷 うなります。 ない

井 上 畑中 らの支出は認められ れないと。 というべきです。 政務調査費が認めら な

Ιţ 当然でしょう。 が、その責めを負うのは 務を果たしていない議員 ているのだから、その義 確にした会計帳簿の作成 県の規程で命じられ

阪谷 井 上 間 の他 々論じてきましたが、そ い以上、政務調査費が認 を得ないとなりますね。 められないとしてもやむ よく分かりました。 会計帳簿について縷 義務を果たし ありません てい

そうです。欠くこと

5

さ れ

た証 政務

真実か、

初調査費

تع

途中でして。

まだ言えないと。

しているのですが、 内容かなどについ からの支出が認め

て検証

当 然、 政務調査費か

> 迫 間 井 上

提出資料も多いと。

分ありますからね。

す

そうなのです。

40

人

内訳 を 畑中 迫 間 が 判進行はどうなりま 進めている先ほどお話し 証拠資料の検討結果を書 した相手から提出され 面 にして提出 そうすると今後の 今後は、 こちら側

がこれらに反論などが行

た

# を明確にした会計帳

# 欠くことのできない証 拠

阪谷 会計帳簿が重要なの ですか。 ではありません。

の会計帳簿といえるもの

畑中 県の規程で作成する 義務づけられています。 の こととされており、支出 内訳も明確にするよう 迫間 坂谷 よい訳ないでしょう。

なくてよいのですか。

畑中

井上 それなのに提出がな とされているのです。 類とともに保管すること そして、整理した証拠書

畑中 す。それに、領収書など 計帳簿が重要なのです。 が、内訳を明確にした会 の証拠書類も大事です れているのですから。 作成することが義務とさ おっしゃるとおりで

畑中 す か。 収支報告書に記載されて などに記載されている支 いる支出と、その領収書 領収書などのみでは、

阪谷 どのような点からで

す。 とはみなされないからで 出とが必ずしも一致する

迫間 え、それどういうこ とですか

円なのか、5万円の4件 その内訳が、1件の20万 があるとします。しかし、 えば、20万円とする報告 らです。 の計なのか分からないか 内訳が分かりません。 されていますので、その 項目の支出額の計で記載 例

迫間 井上 なるほど。 収書だといわれても。 明では、どうしようもな いですね。これがその領 だから、会計帳簿に 内訳が不

究活動外に使途したもの

宛の領収書には、調査研

もあるということです

収支報告書には、8 畑中 は、議会活動、 内訳を明確にするよう義 政党活動、

迫 間 党活動、選挙活動などと だけに、領収書が議員宛 務づけているのですか。 いう事情もあります。 は一概に見なされないと ために支出したものだと それが、 になっていたとしても、 多面性があります。それ 支払金も後援会活動、政 等と多彩であり、 それに、議員の活動 端的に 調査研究活動の 言えば、議員 選挙活動 後援会活 議員の

ないですか。 領収書だけではだめじゃ それじゃ、よけいに、 そういうことです。

すよ。 れていても不充分なので かし、内訳だけが記載さ う求めているのです。 会計帳簿で明確にするよ だから、 その り内訳を

畑中をうです。会計帳簿 阪谷 要です。 だ、と言ってるのですか。 れていることが最低限必 金と、「残高」が記帳さ 入」、「支出」などの入出 としては、処理日順に「収 成されていることが必要 てきちんとしたものが作 まず、会計帳 海とし

井 上 畑中 阪谷 迫間 入出金の記帳は基本 受領した日毎に記帳され 的なことでしょう。 てあるべきでしょうね。 分前払いされますので、 収入としては何を。 政務調査費は3ヶ月 前払いされているの

- 2 -

### 旅田卓宗市議 議員報酬差押

### 第5回目の配当が実施

下記の一 民健康保険料の差押え分 していた平成20年度の国円から、旅田市議が滞納 押え分256万51 約1226万円になりま 閣賠償金による取立金は、 当されました。 68万3900円が先に充 関する第5回目の配当が 田卓宗市議の議員 今 回、 月にありました。 私達の債権である石泉 私 達が差押えて 配当にかかる差 覧表のとおり計 報酬 61 7 1 る

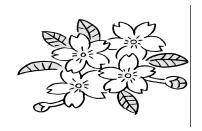


### 取立金一覧表

債権者	債権額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	取立計
		(H19/8/17)	(H19/12/21)	(H20/5/23)	(H20/10/17)	(H21/1/23)	
オンブズ	254,540,146	0	0	0	0	0	0
	54,296,677	1,241,607	1,464,200	2,577,058	2,374,009	1,386,211	9,043,085
和歌山市	110,000,000	445,195	521,497	917,859	845,540	493,720	3,223,811
取立計							12,266,896

石泉閣損害賠償金の取立額総計

12,266,896



### 第13回定期総会のご案内

次の日程で、第13回定期総会をおこないますので、 是非、お越し下さい。

日 時 4月15日(水)PM6時~

場 所 和歌山市勤労者総合センター

TEL 073-433-1800

### 当面の予定

3月16日 PM 4:00~ ニュース発送作業日 3月17日 AM 10:15~ 県議政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟第9回裁判 3月25日 PM 6:00~ 第6回全員会議 4月15日 PM 6:00~ 第13回定期大会 4月28日 AM 10:15~ 県議政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟第10回裁判 4月28日 PM 4:00~ 編集会議 5月18日 PM 4:00~ ニュース発送作業日 5月27日 PM 6:00~

第1回全員会議

### 次回会員会議のご案内

日 時 3月25日(水)午後6時~

場 所 和歌山市勤労者総合センター

(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい